

宇和島市行政手続等オンライン化推進指針

令和5年3月

(令和5年8月改訂)

総務企画部デジタル推進課

1. 策定の趣旨	2
2. 基本方針	3
3. オンライン化等に向けた対応	4
(1) オンライン化未実施の手続におけるオンライン利用の拡大	
① オンライン化に向けた課題がない行政手続等	
② オンライン化に向けた課題がある行政手続等	
(2) オンライン化実施済の手続におけるオンライン利用の拡大	
4. 重点領域	7
(1) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続	
(2) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続	
5. オンライン化すべき手続の優先順位の検討方法	11
6. ロードマップ	12
7. K P I の設定	13
8. オンライン化の手段	14
9. Appendix	15
デジタル手続法／自治体DX推進計画／自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書／書面規制、押印、対面規制の見直し	

1. 策定の趣旨

本市では、令和4年2月に「宇和島市DX推進計画」を策定し、行政がDX推進のボトルネックとなってしまうことがないよう、重点取組項目の1つとして、「行政デジタル化の推進」を掲げ、自治体DX推進計画（総務省策定）において自治体が重点的に取り組むべきとされている、自治体の情報システムの標準化・共通化や自治体の行政手続のオンライン化などの施策を着実かつ積極的に推進しているところである。



また、デジタル手続法が令和元年12月に施行され、地方公共団体においては行政手続に係るオンライン化の推進について努力義務が課され、行政手続のオンライン利用をさらに進めていくことが期待されているところである。

このような背景から、デジタル技術の活用により、行政手続等のオンライン化を着実に進めるとともに、市民の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的として本指針を定めるものである。



2.基本方針

下記の基本方針により外部から申請等を受け付ける行政手続等のオンライン化を着実に推進する。

(1) BPR(業務改革)の徹底による「オンライン化の推進」

- 書面規制・押印・対面規制の見直し、添付書類の省略などを含めBPRの取組を徹底するほか、手続自体の廃止も含めて検討する。
- 単なる手続のオンライン化にとどまらず、申請等の受付後の審査・決裁・書類(データ)の保存といった一連の業務の見直しも含めBPRに取り組む。



(2) 申請者の利便性向上と事務作業の効率化の両立

- スマートフォン等による申請の受付など、申請者の視点に立ち、入力項目や添付文書の削減、手数料等の電子決済など、利便性向上に資する仕組みづくりに努める。
- 受付のデジタル化による業務プロセスの最適化と、申請データを活用した作業の自動化などの業務効率化に取り組む。



(3) 「実現性と効果を重視」したオンライン化

- オンライン化を目的とするのではなく、オンライン化が容易、またはオンライン化により利便性が向上する手続や、申請業務の効率化につながる手続など、オンライン化の実現性と効果の高い手続からオンライン化に取り組む。



3.オンライン化等に向けた対応

(1) オンライン化未実施の手續におけるオンライン利用の拡大

① オンライン化に向けた課題がない行政手續等

- ▶ 本人確認や添付書類の提出がオンライン上で可能な手續で、対面・現物確認や通知・交付物がなく、金銭納付を要しないなど、オンライン化に向けた課題がないものについては、速やかにオンライン化を実施する。
- ▶ オンライン化に当たっては、必要な記載項目や添付書類の見直しを行った上で、誤入力防止のための入力補助や添付書類の簡素化を図るなど、利用者の視点に立って、使いやすい申請方法を提供する。

② オンライン化に向けた課題がある行政手續等

オンライン化に向けた課題がある行政手續等については、次に掲げる対応等により課題の解消を検討し、オンライン化を推進する。なお、オンライン化に当たっては、申請者をはじめとする手續関係者の利便性の向上、行政の効率化の観点から、業務プロセスの見直しにより手續の簡素化及び事務処理の迅速化を図る。

ア. 本人確認の見直し

本人確認を要する手續については、法令等に規定のあるものを除き、その必要性の精査を行った上で必要最小限の範囲で求めることとし、各手續の特性や申請者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスの活用など各手續に見合ったオンラインでの本人確認を行う。

イ. 対面・現物確認の見直し

対面・現物確認を要する行政手續等については、法令等に規定があるものを除き、その必要性の精査を行った上で必要最小限の範囲とし、利用者の負担軽減、審査事務の合理化を図る観点から、当該確認方法の廃止、代替手段や業務プロセスの見直しについて検討を行う。

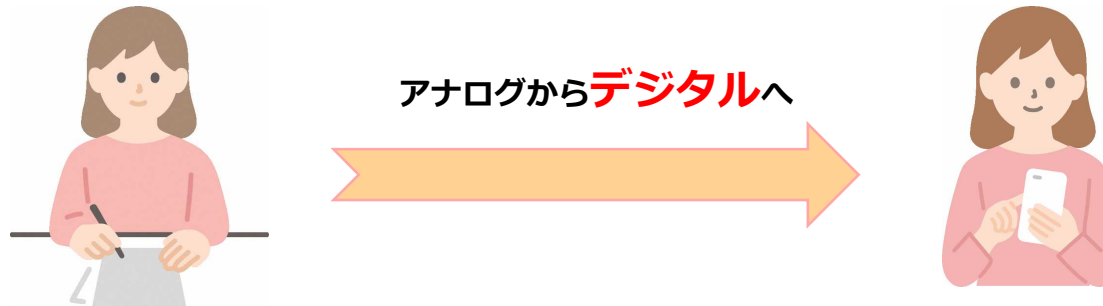
3.オンライン化等に向けた対応

ウ. 添付書類のデジタル化

- 既に行政機関が保有している情報について、申請者に添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、可能な限り、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略できるようにする。
- 省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することが可能となるよう、原本での提出の見直しを含め、可能な限り一連の手続をオンラインで完結させる。
- 図面等のデータ容量が大きい添付書類についても、クラウドストレージサービスの活用など、オンライン処理を可能とするための方策を検討する。

エ. キャッシュレス決済への対応

金銭納付のための来庁の必要をなくし、申請者の利便性向上を図るため、手続において金銭納付が必要な場合は、キャッシュレス決済の実現に向けた検討を行う。



3.オンライン化等に向けた対応

(2) オンライン化実施済の手續におけるオンライン利用の拡大

オンライン化実施済の手續のうち、オンライン利用率が低い手續については、年間処理件数の多いものや同一の申請者から繰り返し提出される可能性が高いものなどを優先して、オンライン利用率の向上を図るため、次に掲げる方策に着手する。

ア. 記載事項・添付書類の削減

- そもそも当該手續で申請書等の記載事項や添付書類をなぜ求めているか、それらが必要最小限になっているかを精査する。
- 添付書類について、申請書等の記載事項の活用により省略できるもの、実務上不必要なものを見直し、添付書類の記載事項や種類を削減する。
- 申請書等の記載事項について、他の書類等で確認が可能な事項、実務上不必要な事項等の廃止や見直しにより簡素化する。

イ. 入力の簡素化

申請者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じることなどがないよう、簡素な入力方法を検討する。

ウ. 効果的な周知方法の検討

オンライン利用率の高い手續で、工夫して周知している手續の事例を参考とするなどし、効果的な周知方法を検討する。

4.重点領域

デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタル庁所管）において地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべきとされた手順のうち、本市が管理する次の（１）及び（２）に掲げる手順をオンライン化に取り組む重点領域とするとともに、そのオンライン利用率を管理指標（K P I）として設定する。

（１）処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手順

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 水道使用開始届等
- 6) 港湾関係手続
- 7) 道路占用許可申請等
- 8) 建築確認
- 9) 犬の登録申請、死亡届
- 10) 職員採用試験申込
- 11) 入札参加資格審査申請等
- 12) 入札
- 13) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求

4.重点領域

(2) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア.子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更/住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

4.重点領域

イ.介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

4.重点領域

ウ.被災者支援関係

- 1) 罹(り)災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

エ.転出・転入手続関係

- 1) 転出届
- 2) 転入予約

5.オンライン化すべき手続の優先順位の検討方法

全ての手続きを一度にオンライン化することは困難であるため、**重点領域以外の本指針で対象とする手続き**については、次の考え方でオンライン化の優先順位付けをする。ただし、当面の間は手続き件数（要因A）が年間300件以上の手続きを対象とする。

<優先順位の付け方>

次の4つの要因について数値化し、その合計値が大きい手続について優先的にオンライン化に取り組む。

要因A 手続き件数

- 年間1000件以上 : 4
- 年間600～999件 : 3
- 年間300～599件 : 2
- 年間100～299件 : 1
- 年間0～99件 : 0

※重点領域のR3年度受付実績を基に設定

要因B 優先方針

- 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続 :
YES=1 / NO=0
- 住民がマイナンバーカードを用いた申請手続が想定される手続き :
YES=1 / NO=0

要因C 手続きの難度

- 押印 : あり=0 なし=1
- 対面要否 : 必要=0 不要=1
- 書面提出 : 必要=0 不要=1
- 手数料/使用料 : あり=0 なし=1

要因D サービス提供

- 経済的サービス : 2
- 時間空間的サービス : 1
- なし : 0 (届出のみなど)

*注) オンライン化の対象とはならない手続 (例: 対面による確認を求めている手続、原本を書面により求めている手続など)
手続全体をオンラインにより行うことが不適当な手続として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第10条及び宇和島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第7条の規定により、情報通信技術の利用に関する規定の適用が除外されているものはオンライン化の対象外とする。 11

6.ロードマップ

各項目に応じて「宇和島市DX推進計画」の期間内において次のとおりオンライン化に取り組む。

項目	説明	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
重点領域 ※管理指標(KPI) の対象	デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタル庁所管）において地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべきとされた手続のうち、本市が管理する手続	宇和島市DX推進計画の策定	原則、 2024年度末までに 、オンライン化を実現		
法定手続等	国や県の法令等に基づく手続であって、市独自で判断ができないもの		国や県のオンライン化の動向を踏まえ、 <u>そのオンライン化のスケジュールに沿って</u> 対応		
市独自手続	市の条例、規則、要綱等に基づく手続きであって、重点領域以外のもの		オンライン化すべき手続の優先順位付けを行い、 <u>優先順位の高いものから</u> オンライン化を 積極的に推進		
既にオンライン化した手続	既にオンラインによる申請等を受け付けている手続		申請者にとってより使いやすいサービスとなるように、 UI・UX等の改善 に努める。		

7.KPIの設定

オンライン申請導入による市民の利便性向上の観点から、重点領域におけるオンライン利用率を管理指標（KPI）とし、「令和2年度地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況」（総務省調査）における地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン利用率（全国平均：52.8%）を考慮し、目標値を次のとおり設定する。

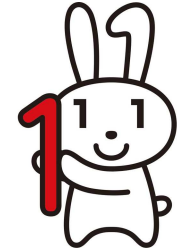
指標	現状 (2021年度)	2022年度	2023年度	2024年度
重点領域（デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタル庁所管）において地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべきとされた手続のうち、本市が管理する手続）におけるオンライン利用率	53.7%	<div style="border: 2px solid green; padding: 10px; display: inline-block;"> 2024年度末までに、70%を目指す </div>		

*小数点第2位を四捨五入

【指標の算出方法】

$$\frac{\text{オンライン利用件数}}{\text{年間総手続件数}} = \text{オンライン利用率}$$

なお、管理指標（KPI）とは別に本市における行政手続等のオンライン化状況を把握する観点から、オンラインでの利用が可能な手続について、4半期に1回の確認を行うこととする。



8.オンライン化の手段

オンライン化に必要な情報システムの整備にあたっては、迅速かつ柔軟な整備が可能なクラウドサービス（ぴったりサービスやデジタル推進課が導入している汎用的な電子申請システム）の利用を原則とし、その他の情報システムを整備・利用する場合（クラウドサービスの利用契約によりシステムを導入する場合を含む。）は、事前にデジタル推進課と協議すること。

また、手続の性質上、オンライン上で本人確認を要する行政手続等（例：紙申請において署名が求められているもの等）については、添付書類の削減及び手続の簡素化を図る観点からマイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスを優先的に活用すること。

【利用に関する基本的な考え方】

情報システム	利用対象となる行政手続等
ぴったりサービス	国の法令等に基づく行政手続や地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務に関わる行政手続
デジタル推進課で導入の汎用的な電子申請サービス	「ぴったりサービス」を利用しない行政手続等
上記以外のサービス	（※事前にデジタル推進課と協議の上、整備・利用を検討）

【参考】

オンライン申請に当たり、宇和島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条第4項並びに同条例施行規則第4条第3項及び第15条第1項において、原則、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスの利用を義務づけている。

9 .Appendix

デジタル手続法

デジタル技術の活用により、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的として制定されたもの。

***** 概要 *****

デジタル手続法案※の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
 ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
 ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- ・行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画、データの標準化、API（外部連携機能）の整備**

デジタル・デバイドの是正

- ・情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第5条第4項において、地方公共団体においては、行政手続のオンライン化の推進について**努力義務**が課されている。

***** 第5条第4項 *****

国の行政機関等以外の行政機関等（＝**地方公共団体**）は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう**努めなければならない**。

9. Appendix

自治体DX推進計画

- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、令和2年12月に策定されたもの。
- 本計画の策定以降、政府においては、新たに「デジタル田園都市国家構想」を掲げるなど、自治体DXに関連する様々な取り組みが積極的に推進されている。

自治体DX推進計画等の概要

自治体DX推進計画の趣旨

- 『デジタル・ガバメント実行計画』（R2.12）に掲げられた各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめ、令和2年12月に計画を策定。
- その後、『骨太の方針2022』において「自治体DX計画改定により、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、令和4年9月、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』『デジタル田園都市国家構想基本方針』（令和4年6月閣議決定）において国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を実施。

自治体DX推進計画（2022.9.2改定）※行審総監-2021.11-3024.3

■自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制）
- ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組み（スケジュール策定等）
- ④ 都道府県による市区町村支援

■重点取組事項（※）自治体の業務システムの改革

- ① 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ② マイナンバーカードの普及促進
- ③ 2022年度末までに殆どの住民が保有することを旨し申請・交付促進等
- ④ 行政手続のオンライン化
 - ・ 住民に身近な31手続をマイナポータルでオンライン手続可能に
- ⑤ AI・RPAの利用推進、⑤ テレワークの推進
 - ・ ②、③による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2022.9.2一部改定）

■自治体DX全体手順書（2022.9.2改定）

- ・ DXを推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理
- ステップ0：認識共有・機運醸成
- ステップ1：全体方針の決定
- ステップ2：推進体制の整備
- ステップ3：DXの取組の実行

■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの

■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2022.9.2改定）

- ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの

■参考事例集

- ・ DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2022.9.2改定）

- これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各団体の事業概要を写真やイラストとともにまとめたもの。令和4年9月、取組に至った経緯・課題意識、活用した国等の支援制度等を盛り込むバージョンアップを実施。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

目指すべきデジタル社会のビジョン

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」

***** 自治体DX推進の意義 *****

- 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる。
- デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げる。

9 .Appendix

自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書

【手順書の趣旨】

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）においては、自治体におけるデジタル・ガバメントの推進には、サービスのフロント部分だけではなく、バックオフィスも含め、エンドトゥエンドでデジタル化・業務改革（BPR）の取組みを徹底することが必要であり、このような観点を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進等に取り組むこととしている。
- 「自治体DX推進計画」（令和2年12月25日総務省）においては、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（令和2年3月4日改訂 内閣官房・内閣府・総務省）を踏まえ、積極的にオンライン化を進めることとした。
- 本手順書は、自治体における多様な状況を踏まえつつ、各自治体において、「自治体DX推進計画」の内容を着実に実施できるよう、オンライン化に取り組むに当たっての手順が提示されたものである。

【行政手続のオンライン化の必要性】

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）においては、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として、『処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続』、『住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続』がまとめられた。
- その上で、「自治体DX推進計画」に記載の『特に国民の利便性向上に資する手続』とされた31手続については、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすることとしている。
- 上記以外の各種行政手続等についても、積極的にオンライン化を進めることとしている。

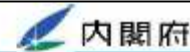
***** 特に国民の利便性向上に資する手続 *****

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続		介護関係（11手続）※市区町村対象手続		被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続		自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続	
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	要介護・要支援認定の申請	高額介護(予防)サービス費の支給申請	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	要介護・要支援更新認定の申請	介護保険負担限度額認定申請	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
氏名変更/住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送付	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	住宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	住宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
未支払の児童手当等の請求		介護保険負担割合合証の再交付申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
児童手当等に係る寄附の申出		被保険者証の再交付申請		被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
児童手当に係る寄附変更等の申出				被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出				被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出				被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
児童手当等の現況届				被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続
支給認定の申請				被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続	自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続

9. Appendix

書面規制、押印、対面規制の見直し

「地方公共団体における押印見直しマニュアル」の概要



第一章 はじめに

- デジタル時代を見据えたデジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮するが、特に、住民に身近で多くの手続きの窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きい。
- これまで押印見直しに取り組んだことのない地方公共団体に加え、見直しを行った経験のある団体においても、更なる押印の見直しを依頼。

本マニュアルの趣旨

- 地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考となるよう、地方公共団体において国の取組の考え方や基準に沿って押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示す。
- ※規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの地方公共団体派遣職員が中心となり作成。
- ※今後も、国・地方の取組やユーザーの声などを踏まえ、内容を充実・更新していく。

本マニュアルのスコープ

- 国の法令等において規定されている金手続（住民や事業者から提出される申請等に押印を求めている行政手続や会計手続、人事手続等で押印を求めている内部手続）
- 地方公共団体が条例等や慣行により押印を求めている金手続
- ※今後、書面・対面規制の見直しマニュアルを作成する。

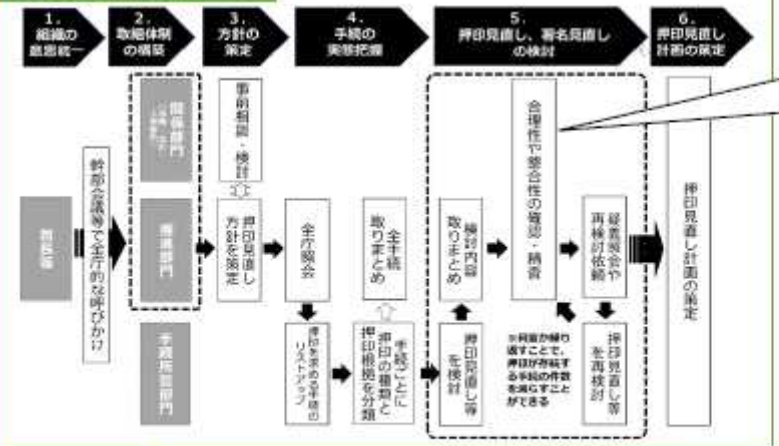
第二章 国の押印見直しに係る取組

行政手続14,992手続のうち、14,909手続（99.4%）が押印廃止の決定、または廃止の方向で検討。内部手続307手続のうち、248手続（80.8%）が押印廃止の決定、押印を廃止する予定又は廃止する方向で検討。今後、押印見直し対象となったものは、原則として年内に政省令や告示の改正を行い、法改正が必要な事項については、2021年通常国会に一括法を提出することを検討中。

第三章 地方公共団体の押印見直しに係る取組

国の取組の考え方や基準等をベースにし、先行して取り組んだ地方公共団体の経験も取り込みながら、地方公共団体における押印見直し手順等を整理。

押印見直し手順のイメージ



地方公共団体の条例等や慣行により求めている押印の見直しの判断基準

<押印を求める趣旨の合理性の有無の考え方>

- ・ 登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、基本的に廃止する。
- ・ 登記印や登録印の押印を求めているものでも、印鑑証明書等の提出を求めているため印鑑照合を行えない場合には、押印を見直し。
- ・ 制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明まで提出を求めることも考えられる。
- ・ 印鑑証明書の提出を求めているものでも、必要以上に求めている場合には、提出を見直すことが考えられる。



当市の取組状況

行政手続等に関する押印、書面規制等の見直し指針（令和3年1月策定）

行政のデジタル化の動向を踏まえ、行政手続等の簡素化による市民の負担軽減並びにデジタル技術を活用した働き方改革及び業務の効率化・高度化の推進を図るため、押印の廃止・書面規制等の見直しについて、全庁を挙げた取組を推進

押印廃止 手続所管部門は関係部門（主に法務部門）と連携し、必要な条例等や様式の改正を行う。迅速かつ効率的な改正のため、条例の一括改正や特例規則の活用などが考えられる。施行日が確定したら、住民へ周知。 ※推進部門は、押印継続となったものについて、手続所管部門との検討・確認プロセスを継続。

【出典】地方公共団体における押印見直しマニュアルの概要(内閣府)